

IGL 幼児体操教室規約

この規約(以下「本規約」)は、株式会社エーデルワイス(以下「本法人」)の IGL こども教室(以下「当社」)が提供する体操教室サービス(以下「本教室」)の利用条件を定めたものです。本教室にお申込みいただく方(以下「申込者」)ならびに本教室を利用される生徒の皆様(以下「会員」)及び保護者の方々(以下「保護者」)は、当教室へのお申し込み前に以下の各規約をお読みいただき、本規約にご同意いただく必要があります。

[名称]

第1条 本教室は「IGL 幼児体操教室」と称し、広島県広島市安佐南区上安六丁目 31 番 1 号に事務所を置く。

[目的]

第2条 第3条 本教室は、幼児期から児童期に必要な多様な動きを身につけ、健全な心身の育成、自ら考え行動できる子どもへと育成することを目的とする。

[運営]

第3条 本教室の運営・管理(会員資格の得喪および変更、会費・諸費用の収受(以下「会費等」)、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は当社が行う。

[入会資格]

第4条 本教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本教室の趣旨に賛同し、規約を了承する方。
- (2) 各クラスの対象年齢に該当する方。
- (3) 健康状態の異常等により、医師等に運動を制限されていない方。

[入会手続]

第5条 本教室の入会希望者は、所定の手続きに従い申し込み、別途定める活動開始日から参加することができる。
2 入会金及び所定の費用を本教室に納めるものとする。

[会費及び支払い]

第6条 会費等の種類、金額、支払期限及び支払い方法は本教室が定める。また、継続的に発生する会費等は、会員が教室の資格を有する限り、現実的に本教室を利用しない場合も該当する支払期限において支払義務が発生する。

2 会員は、本教室が定める会費等を翌月分前納するものとし、毎月 27 日広島銀行口座振替により支払う。
(入会時のみ、2ヶ月分月会費+入会金の納入)

3【月会費】月の実施回数に応じた料金とする。

- ・月 4 回 5,500 円(税込)
- ・月 3 回 4,400 円(税込)
- ・月 2 回 3,300 円(税込)

4【年会費】3,300 円(税込)スポーツ安全保険料を含み、毎年 4 月口座振替にて支払う。初年度(年度末 3 月末)年会費無料。

5【入会金】3,300 円(税込)スポーツ安全保険料含む。

6【口座振替不能時の手数料】550 円(税込)引き落としができなかった場合 1 回につき事務手数料として支払う。

[会費の不返還]

第7条 一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

[レッスン内容]

第8条 本教室は、会員の到達速度等に応じてレッスン内容を設定し、レッスンの個別具体的指導方法は講師が決定する。

[開催曜日および時間]

第9条 本教室の開催日、時間については別に定める教室カレンダーによる。

こども園ホールもしくは指導者の事故等やむをえない事情により、定められた開催日、期間等を変更または廃止することがある。

[休 講]

第10条

本教室は、基本的に当社が指定した講師によりレッスンをを行うが、講師のやむを得ない事由により、代行講師への変更やレッスン休講になる場合がある。

2 本教室は、原則として「教室カレンダー」に基づき実施するが、気象・災害・子ども園都合の事由でホールが使用できないとき、その他の事由で本教室の業務遂行に支障があるとき、休講になる場合がある。

[休会・退会]

第11条

休会・退会を希望する会員は、本教室の定める方法で希望月の前月 15 日までに届け出なくてはならない。

【休会】前月 15 日までに所定の連絡方法にて届出後、翌月 1 月休会となる。

この場合、休会費 550 円(税込)

【退会】前月 15 日までに所定の連絡方法にて届出後、翌月末日退会となる。

退会意思表示の際に該当会員に未払いの会費等がある場合、当社が退会届を受理しても、未払いの会費の支払い義務を免除するものではない。

[会員の変更事項]

第12条

会員は住所、連絡先における、入会申込時の記載事項に変更があった場合には速やかにその旨を届け出なければならない。

[除 名]

第13条

本教室の定める会費等 2 ヶ月以上の滞納、本規約に違反する等、本教室の会員としてふさわしくないと認めたる者に対し、本教室は講師の意見を聞いた上で除名することができる。

[事故の責任]

第14条

会員は、教室の活動に当たって、施設管理責任者並びに指導員の指示に従うこと。これに違背して障害等の事故や、教室時間外での事故、けが、盗難等においても、本法人、本教室、講師等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2 活動中の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。

[施設器具の破損]

第15条

会員は活動中に、器具やホールの備品等を故意に破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

[細 則]

第16条

本規則に定めのない事項および運営上必要な細則は本教室が別に定める。

[規約の改定]

第17条

本規則の改定は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。

[個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)]

第18条

1. 本教室では会員より収集した個人情報を下記の事項に従い、取り扱うものとする。

(1) 個人情報の収集と利用目的

会員より収集する個人情報は、会員への連絡やスポーツ安全保険への加入、支払いに関して金融機関への必要書類提出、本教室運営のみに利用する。

(2) 個人情報の管理

本教室は、会員ならびに保護者の個人情報を適切に管理し、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の厳重な保護に努める。

(3) 個人情報の第三者への開示、提供の禁止

本教室は、会員より収集した個人情報を正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等を行わない。ただし、法令により開示が求められた場合は除く。

2. ホームページ・チラシ・SNS 等への投稿について

(1) 写真や動画を本教室ホームページ・チラシ・SNS 等の宣伝に利用することがある。しかし、事前に保護者から写真使用拒否等の申し出があった場合は配慮する。

(2) 保護者や家族が撮影した動画や写真は、個人の SNS 等への投稿を禁止とする。

[施 行]

第19条

本規約の施行は、令和 5 年 1 月 1 日からとする。

[付 則]

本規約の改定施行は、令和 6 年 4 月 1 日からとする。(第 6 条変更)

本規約の改定施行は、令和 7 年 4 月 1 日からとする。(第 6 条追加)